

選びます 秋田の未来 担う人



統一地方 選挙

投票入場券は、告示日まで郵送する予定です。詳しくは、ホームページや今後発行する広報あきたをご覧ください。秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(0186)220000
<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>

秋田県議会 議員一般選挙

投票日

4/12 (日)

告示日▼4月3日(金) 投票時間▼午前7時～午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)

秋田市で投票できるかた：平成7年4月13日以前に生まれ、今年1月2日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(3月28日以降に、市内で転居届を出したかたは、転居前の住所地での投票となります)
 秋田市に転入したかた：今年1月3日以降に、秋田県内の他市町村から転入してきたかたは、前に住んでいた市町村での投票となります

*投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票することもできます。詳しくは、前に住んでいた市町村の選挙管理委員会へ。なお、今年1月3日以降に秋田県外から秋田市に転入してきたかたは投票できません。
 秋田市から転出したかた：昨年12月12日以降に秋田県内の他の市町村へ転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市での投票となります

*すでに転入先の選挙人名簿に登録されているかたは、転入先での投票となります。また、秋田県内で2回以上転出した場合や、秋田県外へ転出した場合は投票できません。

秋田市議会 議員一般選挙

投票日

4/26 (日)

告示日▼4月19日(日) 投票時間▼午前7時～午後8時(河辺・雄和地域は午後7時まで)

投票できるかた：平成7年4月27日以前に生まれ、今年1月18日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかた
 *今年4月11日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地での投票となります。秋田市から転出したかたは投票できません。

両選挙の期日前投票と不在者投票

県議選▼4月5日(日)～11日(土)

市役所分館は4月4日(土)から実施

市議選▼4月20日(月)～25日(土)

期日前投票所▼市役所分館4階、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、秋田駅西口ぼほろーど、イオンモール秋田3階

条件により、不在者投票ができます。

①指定の病院などで投票(入院中のかたなど)、②他の市町村で投票(仕事で他市町村に滞在しているなど)、③郵便などで投票(一定の障がいがあるかたなど)

不在者投票

期日前投票

子育てや高齢介護も この税で

平成26年度納税標語第一席

3月は 市税完納 強調月間です



■納期限を過ぎた市税で納め忘れがあるかたは、3月中に納付してください。よろしくお願いいたします。市税の納付は便利な口座振替をご利用ください。

■3月21日(土)・22日(日)に、納税課(市役所2階)に納税窓口を開設します。時間は午前8時30分～午後5時15分。市・県民税、固定資産税、軽自動車税などの市税の納付と納税相談に応じます。
 納税課 ☎(0186)2058

■3月が納期の市税は、国民健康保険税第9期です。納期限は3月31日(火)。口座振替をご利用のかたは、納期の最終日が口座引き落とし日になります。
 国保年金課 ☎(0186)2189



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

バイク・軽自動車の 廃車申告はお早めに



軽自動車税は、4月1日現在でバイクや軽自動車などを所有しているかたに全額課税されます。廃車にしたいバイクや軽自動車があるかたは、4月1日(水)までに廃車の申告を済ませてください。それ以降に申告した場合は1年分の税金がかかります。

申告に必要なものは、各受付場所にお問い合わせください。

廃車申告の受付場所

125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)
▼市民税課税制担当(13番窓口)、
河辺・雄和の各市民サービスセンター
1:問い合わせは市民税課税制担当 ☎(866)8944

三輪および四輪以上の軽自動車、
125cc超250cc以下の軽二輪車▼秋田県軽自動車協会 ☎(896)6811
250cc超の二輪小型自動車▼
秋田運輸支局 ☎050-5540-2012

軽自動車税の税率変更が見直されます

昨年12月の広報あきたで、軽自動車税の税率変更についてお知らせしましたが、平成27年度税制改正の大綱(1月14日閣議決定)により、次の通り見直されました。

・原動機付自転車および二輪車
: 税率引き上げを1年延期して28年度から実施する

・27年度中に新規取得した一定の環境性能を有する三輪および四輪以上の軽自動車
: 税負担を軽くするグリーン化特例を28年度に実施する

詳しい内容が決まり次第、改めてお知らせします。市民税課税制担当 ☎(866)8944

住宅リフォーム助成の 申請は3月20日(金)まで

市では、増改築やリフォームなどの工事費用を助成しています。平成26年度分の申請は、3月20日(金)までです。

助成額▼5万円

対象▼市内在住で市税の滞納がなく、この制度を初めて利用するかた。住宅は、次の①〜④のいずれかに該当するもの

* 一戸建ては住宅用の車庫・物置を含む。併用住宅は住宅部分の延べ面積が建築物全体の延べ面積の2分の1以上。マンションなどの共同住宅は対象者の居住用専有部分のみ。

①対象者が所有し、居住している
②対象者が居住し、配偶者、親(配偶者の親を含む)または子が所有している

③対象者の親(配偶者の親を含む)か子が所有し、居住している
④対象者が所有し、親(配偶者の親を含む)か子が居住している

対象工事▼市内に本店がある建設業者などが行う増改築・リフォーム工事で、工事費用が50万円以上(平成26年4月1日以降に完了し、27年3月31日までに完了実績報告書を提出できる工事)

●問い合わせ

住宅整備課 ☎(866)2134

道路の穴などを見つけ たらご連絡ください

車の大型化や交通量の増加などにより、道路の傷みが激しくなっています。危険な箇所を見つけたら、道路維持課へご連絡ください。みなさんからの迅速な通報が事故を未然に防ぎます。ご協力をお願いします。

危険箇所の例▼道路の穴や亀裂、道路側溝の損傷や蓋がたつき、ガードレールや境界ブロックの破損、道路照明灯の不点灯、カーブミラーの損傷、土砂崩れや倒木など

連絡先▼道路維持課 ☎(864)3643・FAX(864)0881

Eメール r.patro@city.akita.akita.jp
*電話の場合、3月15日(日)までは転送される道路除排雪コールセンターへお伝えください。

入学前に麻しん風しん 予防接種を受けましょう



4月に小学校へ入学するお子さんは、麻しん風しん定期予防接種第2期無料を受けましょう。接種期限は3月31日(火)。医療機関には、母子健康手帳をお持ちください。
対象▼5歳〜7歳未満(今年小学校へ入学)のお子さん。すでに接種したお子さんは除きます

●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179

特定給食施設開始届を 提出してください

食事を提供する施設のうち、次の対象に当てはまる施設は、給食を開始した日から、1か月以内に「特定給食施設開始(再開)届」を、市保健所へ提出してください。

様式は市ホームページから入手できます。「秋田市保健所特定給食施設」で検索してください。

対象施設▼特定かつ多数の人に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設

●問い合わせ

保健総務課 ☎(883)1170